平成２７年（再イ）第６号

釧路市緑ケ岡６丁目７番11号

再生債務者　カワノ商会こと河野能伸こと　河野　良信

1　決議に付する再生計画案　平成27年６月30日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成27年８月４日まで

平成27年７月７日　　釧路地方裁判所

平成２７年（再イ）第１０号

滋賀県甲賀市水口町山710番地106

再生債務者　石井　　太

1　決議に付する再生計画案　平成27年６月29日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成27年８月４日まで

平成27年７月７日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第１９号

京都市北区紫竹下本町48番地の１　シヤルマン北山堀川ハイツ５Ｃ

再生債務者　和久山泰博

1　決議に付する再生計画案　平成27年６月30日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成27年８月４日まで

平成27年７月７日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再イ）第１６号

神戸市北区花山中尾台２丁目３番地の10

再生債務者　福本正和こと　徐　　正和

1　決議に付する再生計画案　平成27年７月１日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月27日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月27日まで

平成27年７月６日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第２０号

兵庫県西宮市上之町30番17号

再生債務者　吉田　慎二

1　決議に付する再生計画案　平成27年６月29日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月28日まで

平成27年７月７日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第２９号

兵庫県西宮市枝川町８番24―101号

再生債務者　渡邊　東子

1　決議に付する再生計画案　平成27年６月26日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月28日まで

平成27年７月７日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第３３号

兵庫県西宮市鳴尾町４丁目２番12号

再生債務者　伊藤美保子

1　決議に付する再生計画案　平成27年７月３日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月28日まで

平成27年７月７日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第２７号

北九州市門司区上馬寄１丁目10番１―607号

再生債務者　古川　清香

1　決議に付する再生計画案　平成27年７月５日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月28日まで

平成27年７月７日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第９号

愛媛県伊予郡松前町大字徳丸292番地１

再生債務者　曾根　照夫

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成27年７月７日　　松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第２号

千葉県柏市南増尾１丁目21番28号　エクセル増尾302号

再生債務者　庭瀬　和之

1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月30日まで

4　一般異議申述期間　平成27年８月６日から平成27年８月20日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第３号

仙台市泉区天神沢１丁目15番10号

再生債務者　永野　淳子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年７月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年７月27日まで

平成27年７月６日

仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第５号

相模原市中央区水郷田名２丁目14番５―401号

再生債務者　福井　泰明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年７月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年７月３日

横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（再ロ）第２号

北海道旭川市春光台３条７丁目４番地の20

再生債務者　古川　　元

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年７月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年７月６日　　旭川地方裁判所民事部

平成２７年（再ロ）第１号

京都市右京区常盤出口町14番地51

再生債務者　色川　　景

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年７月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年７月６日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再ロ）第２号

京都市右京区太秦小手角町20番地16

再生債務者　加茂田昌生

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年７月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年７月６日

京都地方裁判所第５民事部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十七年六月三十日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しているので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月一日

掲載頁　二二九頁（号外第一四八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月一日

掲載頁　一二八頁（号外第一四八号）

平成二十七年七月十五日

札幌市中央区北一条西七丁目一番地一

（甲）株式会社えんれいしゃ

代表取締役　池田　尚優

札幌市中央区大通西四丁目一番地

（乙）株式会社コスモメディア

代表取締役　相内　克敏